申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 健康増進課

許認可等の内容		栃木市予防接種扶助費支給の決定
根拠法令等及び条項		栃木市予防接種扶助費支給要綱 第6条、第8条
標準処理期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定
		平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
	根拠条項	栃木市予防接種扶助費支給要綱 第6条、第8条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定
		平成 年 月 日最終変更
		·

【基準】

栃木市予防接種扶助費支給要綱抜粋

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、扶助費の 支給を決定するものとする。

(返還)

審査基

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により扶助費の支給を受けた者に対し、その支給決定を取り消し、返還を命ずることができる。